

27環総政第418号
平成27年8月10日

環境影響評価調査計画書審査意見書

「江東区有明北3-1地区開発計画」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

舩添要一

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：住友不動産株式会社
代表者：代表取締役社長 仁島 浩順
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
- 対象事業の名称及び種類
名称：江東区有明北3-1地区開発計画
種類：住宅団地の新設、自動車駐車場の設置
- 対象事業の所在地
東京都江東区有明二丁目1番

第2 意見

【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地に近接して住宅や学校及び通学路等が存在するため、工事中及び供用後の走行車両による大気汚染や騒音・振動の影響が懸念されることから、車両出入口及び走行ルートについては、これらの施設等に配慮し設定するとともに、その内容について、環境影響評価書案において詳細に記載すること。

【騒音・振動】

工事完了後の駐車場利用車両の走行に伴う騒音の予測について、計画建築物内部にタワー式駐車場又は自走式駐車場を計画していることから、予測・評価しないとしている。

しかしながら、駐車場台数は街区合計で約3,940台と多く、また、計画建築物内部における走行経路など具体的な駐車場計画が不明確であることから、これらを明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価を行うこと。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。